

○糸魚川市移住体験交流施設の設置に関する要綱

令和2年7月1日

告示第145号

(目的)

第1条 この要綱は、市への移住希望者が市の風土及び日常生活を体験するための移住体験交流施設を市が設置し、もって市への移住及び定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「移住希望者」とは、市外に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内での定住を希望し、市を通じて定住体験を行う者
- (2) 市内において仕事と休暇とを組み合わせた柔軟な働き方の体験を、市を通じて行う者

(交流施設)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 糸魚川市移住体験交流施設（以下「施設」という。）
- (2) 位置 糸魚川市大字東中809番地

(利用対象者)

第4条 施設を利用できる者は、65歳未満であって次の各号のいずれかに該当する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者を除く。）とする。ただし、共同で施設を利用する者の中に18歳未満の者がいる場合は、年齢制限を適用しない。

- (1) 移住希望者及びその家族（転勤及び婚姻により移住する者を除く。）
- (2) 市外の民間事業者（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者）並びに当該民間事業者の職員及びその家族で、かつ、第2条第2号の体験を行うもの
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(利用期間)

第5条 施設の利用期間は、利用開始日から起算して連続する7日以内とし、利用単位は1

日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に定める利用期間内において、施設を利用しない日があるときは、連続して利用したものともみなす。

(利用回数)

第6条 施設の利用回数は、施設を利用する者ごとに単年度当たり2回までとし、通算4回までとする。

(利用申請)

第7条 施設を利用する者は、あらかじめ施設の利用について市に予約しなければならない。

- 2 施設を利用する者は、施設を利用する日の2月前から14日前までに、糸魚川市移住体験交流施設利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に本人確認ができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、糸魚川市移住体験交流施設利用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。この場合において、市長は、施設の管理運営上必要と認める場合は、その利用について条件を付することができる。

(施設使用料)

第9条 施設の使用料は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第10条 第8条の規定により施設の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の目的に沿って施設を利用すること。
- (2) 留守又は就寝時には必ず施錠するなど施設を善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、施設内の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみを適正に処理すること。
- (5) 施設及び施設周辺の清掃を行い、住環境の整理に努めること。
- (6) 施設から退去する際は、速やかに施設の鍵を市に返却すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示、指導等に従うこと。

(禁止行為)

第11条 利用者は、施設において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行う会場として使用すること。
- (2) 興行の用に供するために使用すること。
- (3) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (4) 文書、図画その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行う会場として使用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその利用の権利を譲渡すること。
- (8) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設内の秩序を乱す行為
(利用の制限)

第12条 市長は、利用者が第10条各号に掲げる事項を遵守しないとき、又は前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、施設の利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(明渡し)

第13条 利用者は、利用期間が満了したとき、又は利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を明け渡さなければならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、施設の利用を終了したときは、通常の利用に伴い生じた施設の損耗を除き、直ちに施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消されるときも、同様とする。

2 利用者は、前項の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

(立入検査)

第15条 市長は、施設の管理上特に必要があると認めるときは、その必要な限度で、市長の指定した者に施設の立入検査をさせ、又は利用者に対し適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設及び施設内の附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第17条 施設内又は施設周辺で発生した事故に対し、市はその責めを負わない。ただし、施設が通常有すべき安全性を欠いている場合は、この限りでない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、施設の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。